

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]						[現 行]							
第1章～第14章 (略)						第1章～第14章 (略)							
料金表 通則 (略)						料金表 通則 (略)							
第1表～第7表 (略)						第1表～第7表 (略)							
別表1～別表7 (略)						別表1～別表7 (略)							
別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者						別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者							
1 2以外のもの						1 2以外のもの							
地域		事業者名		(略)		地域		事業者名		(略)			
				通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード
南・北 アメリカ 地方	(略)					(略)							
	プエルトリコ	Puerto Rico Telephone Company, Inc.	8	-	A ● ★	○	プエルトリコ	Puerto Rico Telephone Company, Inc.	△8	-	△A △● △★	△	
	(略)					(略)							
アジア 地方	(略)					(略)							

	インド	(略)					
		Vodafone Idea Limited	(略)				
		(略)					
(略)							
オセアニア地方	(略)						
ヨーロッパ地方	(略)						
	クロアチア共和国	A1 Hrvatska d.o.o.	<u>7</u>	<u>△2</u>	<u>A</u> ◆● ★	<u>○</u>	
	インド	(略)					
		IDEA Cellular Limited	(略)				
		(略)					
		Vodafone Mobile Services Limited	<u>5</u>	=	<u>A</u> ◆● ★	<u>○</u>	
		Vodafone India Limited	<u>5</u>	=	<u>A</u> ◆● ★	<u>○</u>	
(略)							
オセアニア地方	(略)						
ヨーロッパ地方	(略)						
	クロアチア共和国						

		(略)			
		(略)			
		(略)			
	スウェーデン王国	Tele2 Sverige AB,	5 ただし、エストニア共和国/リトアニア共和国/カザフスタン共和国/△クロアチア共和国での利用は7、ラトビア共和国での利用は6	(略)	(略)
		(略)			
		(略)			
アフリカ地方		(略)			
	マダガスカル共和国	(略)			
		Telecom Malagasy S.A.	(略)		

		(略)				
		VIPnet d.o.o.	7	△2	A ● ★	○
		(略)				
		(略)				
	スウェーデン王国	Tele2 Sverige AB,	5 ただし、エストニア共和国/リトアニア共和国/カザフスタン共和国での利用は7、ラトビア共和国での利用は6	(略)	(略)	(略)
		(略)				
		(略)				
アフリカ地方		(略)				
	マダガスカル共和国	(略)				
		Telma Mobile S.A.	(略)			

(略)

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成 30 年 10 月 26 日経企第 1890 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(ウエルカムスマホ割の適用)

3 当社は、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を利用することを当社が確認した場合であって、F O M A 契約 (F O M A サービス契約約款に規定するものをいい、その F O M A 契約において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間を超えて利用していると当社が認めるものに限り。) 又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス (当社が別に定めるものに限り。) 以下この附則において同じとします。) の契約の解除と同時に新たに締結する X i 契約に係る X i が、次の (1) から (4) に定める条件 (以下この附則において「割引適用条件」といいます。) を最初に満たしていることを当社が確認したときは、ウエルカムスマホ割 (割引適用条件を満たしていることを当社が確認した日 (以下この附則において「適用開始日」といいます。) から、適用開始日を含む料金月の翌料金月から起算して 12 料金月の間に限り、その X i に係る定額通信料等 (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の (9) の 2 に規定するものであって、この約款に規定する docomo with 又は docomo with2 の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額とします。以下この附則について同じとします。) から 1,500 円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。) を適用します。

(1) 当社と定期契約を締結している X i 契約に係るものであること又は料金表第 1 表第 1 の 1 の (2) に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。

(2) 基本使用料の料金種別が、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の (1) に規定する X i カケホーダイプラン (スマホ / タブ) 、 X i カケホーダイプラン (S I M フリー) 、 X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプラン (当社が別に定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限り。) であること。

(3) この約款に規定するデータ定額パック、データ S パック、データ M パック、データ L パック、シェアパック 5、シェアパック 10、シェアパック 15、シェアパック 20、シェアパック 30、ビジネスシェアパック 5、ビジネスシェアパック 10、ビジネスシェアパック 15、ビジネスシェアパック 20、ビジネスシェアパック 30 を選択すること又は共有対象回線 (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の (8) の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) であること。

(4) 別表 2 (付加機能) に規定する mopera U 機能 (スタンダードプランに限り。) 、ビジネス mopera インターネット機能又

(略)

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

は sp モード機能（以下この附則において「sp モード機能等」といいます。）の提供を受けていること。

- 4 料金月の初日以外にウェルカムスマホ割の適用が開始されたときは、適用開始となる料金月の割引額について、通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定に準じて、第 3 項に規定する割引額を適用開始日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割して適用します。
- 5 当社は、ウェルカムスマホ割の適用を受けている X i について、その X i 契約者から、ウェルカムスマホ割の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当するときは、ウェルカムスマホ割の適用を廃止します。
 - (1) 割引適用条件を満たさないことを当社が確認したとき。
 - (2) X i の電話番号保管があったとき。
 - (3) 契約の解除があったとき（一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結するとき又は定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結した場合であって身体障がい者等割引の適用を受けることとなるときを除きます。）。
- 6 ウェルカムスマホ割の適用を受けている X i について、1 の料金月における X i に係る定額通信料等が第 3 項に規定する割引額に満たないときは、その差額（以下この附則において「割引残額」といいます。）を、当該料金月におけるその X i に係る基本使用料（身体障がい者等割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額とします。以下この附則において同じとします。）及び sp モード機能等に係る付加機能使用料（料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）の 1（適用）の(1)で規定する付加機能使用料の減額の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額とします。以下この附則において同じとします。）の順に減額して適用します。

ただし、その基本使用料及び付加機能使用料の合計額が割引残額に満たないときは、その合計額を減額して適用します。
- 7 前項の規定において、その X i に係る基本使用料及び sp モード機能等に係る付加機能使用料の合計額が割引残額に満たない場合であって、その X i が共有対象回線であるときは、その X i に係る基本使用料及び sp モード機能等に係る付加機能使用料の合計額と割引残額の差額（以下この附則において「割引適用残額」といいます。）を、当該料金月におけるその X i に係る共有代表回線に係る定額通信料等、基本使用料及び SP モード機能等に係る付加機能使用料の順に減額して適用します。

ただし、その基本使用料及び付加機能使用料の合計額が割引適用残額（1 の共有回線群において割引適用残額が生じた共有対象回線が 2 以上ある場合は、その共有対象回線に係る割引適用残額を合計した額とします。）に満たないときは、その合計額を減額して適用します。
- 8 当社は、ウェルカムスマホ割を廃止したときは、その廃止日を含む料金月の前料金月までの定額通信料等、基本使用料及び sp モード機能等に係る付加機能使用料について、ウェルカムスマホ割の適用の対象とします。

（注）第 3 項に規定する当社が別に定める日は、当社がウェルカムスマホ割の適用開始を終了する日の 30 日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

F O R M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]						[現 行]							
第1章～第14章 (略)						第1章～第14章 (略)							
料金表 通則 (略)						料金表 通則 (略)							
第1表～第7表 (略)						第1表～第7表 (略)							
別表1～別表8 (略)						別表1～別表8 (略)							
別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者						別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者							
1 2以外のもの						1 2以外のもの							
地域		事業者名		(略)		地域		事業者名		(略)			
				通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード
南・北 アメリカ 地方	(略)					(略)							
	プエルトリコ	Puerto Rico Telephone Company, Inc.	8	-	A ● ★	○	プエルトリコ	Puerto Rico Telephone Company, Inc.	△8	-	△A △● △★	△	
	(略)					(略)							
アジア 地方	(略)					(略)							

	インド	(略)					
		Vodafone Idea Limited	(略)				
		(略)					
(略)							
オセアニア地方	(略)						
ヨーロッパ地方	(略)						
クロアチア共和国	A1 Hrvatska d.o.o.	7	△2	A ● ★	○		
	インド	(略)					
		IDEA Cellular Limited	(略)				
		(略)					
		Vodafone Mobile Services Limited	5	=	A ◆● ★	○	
		Vodafone India Limited	5	=	A ◆● ★	○	
(略)							
オセアニア地方	(略)						
ヨーロッパ地方	(略)						
クロアチア共和国							

		(略)			
		(略)			
		(略)			
	スウェーデン王国	Tele2 Sverige AB,	5 ただし、エストニア共和国/リトアニア共和国/カザフスタン共和国/△クロアチア共和国での利用は7、ラトビア共和国での利用は6	(略)	(略)
		(略)			
		(略)			
アフリカ地方		(略)			
	マダガスカル共和国	(略)			
		Telecom Malagasy S.A.	(略)		

		(略)				
		VIPnet d.o.o.	7	△2	A ● ★	○
		(略)				
		(略)				
	スウェーデン王国	Tele2 Sverige AB,	5 ただし、エストニア共和国/リトアニア共和国/カザフスタン共和国での利用は7、ラトビア共和国での利用は6	(略)	(略)	(略)
		(略)				
		(略)				
アフリカ地方		(略)				
	マダガスカル共和国	(略)				
		Telma Mobile S.A.	(略)			

(略)

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成 30 年 10 月 26 日経企第 1890 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(ウェルカムスマホ割に係る割引適用残額の適用)

3 当社は、FOMA が共有代表回線の場合であって、その共有代表回線に係る共有回線群において Xi サービス契約約款に規定する割引適用残額が生じたときは、その割引適用残額 (1 の共有回線群において割引適用残額が生じた共有対象回線が 2 以上ある場合は、その共有対象回線に係る割引適用残額を合計した額とします。) を当該料金月における共有代表回線に係る定額通信料等、基本使用料、sp モード機能等 (別表 2 (付加機能) に規定する moperaU 機能 (スタンダードプランに限ります。)、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能をいいます。以下この附則において同じとします。) に係る付加機能使用料の順に減額して適用します。

ただし、定額通信料等、基本使用料、sp モード機能等に係る付加機能使用料の合計額が割引適用残額に満たないときは、その合計額を減額して適用します。

(略)

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)